

北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用（熱回収を含む。以下「3R」という。）又は適正処理に関して特に顕著な取組を行い、優れた実績を上げている市内の排出事業者及び処理業者について、市長が認定する「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」を定めるとともに、その実施のために必要な事項を定め、もって、産業廃棄物の排出から最終処分まで一貫した高度化を図り、地域社会への貢献及び市民の信頼確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）における用語の例による。

(認定)

第3条 市長は、市内の排出事業者及び処理業者について、産業廃棄物の3R及び適正処理に関して特に顕著な取組を行い、優れた実績を上げているものとして各認定基準に適合している者を認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間は、認定の日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

3 第1項の規定による認定は、前項の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 市長は、第1項の認定を行うに当たっては、あらかじめ産業廃棄物処理に係る有識者の意見を聴くものとする。

(認定の申請)

第4条 第3条第1項の認定を受けようとする事業者は、排出事業者にあつては第1号様式により、処理業者にあつては第2号様式により市長に申請しなければならない。

(認定の対象)

第5条 第3条第1項の認定の対象となる事業者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 排出事業者にあつては、市内に事業所を有する者

(2) 処理業者にあつては、次のいずれも満たす者

ア 市長が許可した産業廃棄物処理業者であつて、かつ、市内に事業所を有する者

イ 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得してから5年以上経過している者

2 前項に該当する事業者であっても、暴力団（暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であり、又は民事及び刑事事件等これらに類する事件に関わり、社会通念上不適当と認められる者は、認定の対象としない。

（排出事業者の認定基準）

第6条 排出事業者に係る第3条第1項の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 法を遵守していること。

イ 産業廃棄物の3R又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。

ウ その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出量が減少傾向にあるなど、その取組の効果が実績として認められること。ただし、生産量その他活動量の増加に伴う排出量の増加や相当の理由がある場合はこの限りでない。

エ 事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。

オ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マネーフレストシステムに加入していること。

（2）次に掲げる5以上の要件を満たすこと。

ア 産業廃棄物の処理及びリサイクルに関する作業マニュアルを作成し、事業場内で共有していること。

イ 産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

ウ 産業廃棄物の処理の流れ（2次処理先、処分先、リサイクル先を含む。）を把握していること。

エ 事業場内で発生した産業廃棄物の処理の委託は、法施行令第6条の9第2項、第6条の11第2項、第6条の13第2項又は第6条の14第2項で規定する基準に適合すると認められた者又は北九州市優良認定産業廃棄物処理業者に優先的に行っていること。

オ その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第14001号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること。

カ 環境に配慮された車両を導入していること。

キ 環境カウンセラー登録制度実施規定（平成8年環境庁告示第54号）第

2条第1項の規定に基づき環境カウンセラーに登録されている者、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条第1項に規定する公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者その他環境に関する専門知識を有する者を従業員として雇用していること。

ク 定期的に事業場周辺における大気、騒音、振動、水質、悪臭等の環境調査を実施していること。

ケ 地域貢献活動を実施していること。

コ 地域への情報公開を実施していること。

- 2 第3条第3項に規定する認定の更新に当たっては、前項に掲げるもののほか、認定の有効期間中に更なる取組の向上が認められることを基準とする。ただし、当該取組が最高水準に達していると認められる場合には、その水準が適正に維持されていることとする。

(処理業者の認定基準)

第7条 処理業者に係る第3条第1項の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 法を遵守していること。

イ 直前3年の各事業年度において、毎年度処理が行われ、かつ、当該3事業年度の平均処理量が次のいずれかを満たすこと。

(ア) 建設系産業廃棄物 1000トン以上

(イ) 建設系産業廃棄物以外 100トン以上

ウ 産業廃棄物の減量化、再生利用又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。

エ 産業廃棄物の高度な処理を行い、高い再生利用率を確保しているなど、その取組の効果が実績として認められること。

オ 事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。

カ 第6条第1項第1号オの要件を満たすこと。

キ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること。

ク 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

ケ 申請の日の属する年度の末日から5年以内に、役員等(事業場を統括する責任者及び安全衛生担当者等を含む)が安全衛生に関する研修会(同等の講習を含む)に参加し、社内教育を実施していること。

コ 申請の日の属する年度の末日から直前5年の各年度において、事業場の現場責任者等を安全衛生に関する研修会(同等の講習を含む)に参加させ

ていること。

サ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しないこと。

(2) 次に掲げる5以上の要件を満たすこと。

ア 第6条第1項第2号アの要件を満たすこと。

イ 第6条第1項第2号オの要件を満たすこと。

ウ 第6条第1項第2号カの要件を満たすこと。

エ 第6条第1項第2号キの要件を満たすこと。

オ 第6条第1項第2号クの要件を満たすこと。

カ 第6条第1項第2号ケの要件を満たすこと。

キ 第6条第1項第2号コの要件を満たすこと。

ク インターネットを利用する方法により事業の透明性に係る事項を公表かつ定期的に更新していること。

ケ 所有する施設の保守点検表を整備し、点検を実施していること。

コ 定期的に市が主催する産業廃棄物に関する講習会若しくはセミナーに参加又は従業員を参加させていること。

2 第3条第3項に規定する認定の更新に当たっては、前項に掲げるもののほか、認定の有効期間中に更なる取組の向上が認められることを基準とする。ただし、当該取組が最高水準に達していると認められる場合には、その水準が適正に維持されていることとする。

(表彰、公表等)

第8条 市長は、第3条第1項に基づく認定を行った場合、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に認定証を交付し、表彰するものとする。

2 市長は、市のホームページ等を積極的に活用して認定事業者の名称、取組内容その他必要な事項を周知公表し、取組みの推奨を図るものとする。

(名称独占)

第9条 第3条第1項の規定による認定を受けた排出事業者に限り、北九州市優良認定産業廃棄物排出事業者の名称を使用することができる。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた処理業者に限り、北九州市優良認定産業廃棄物処理業者の名称を使用することができる。

3 前2項に掲げるもののほか、何人たりとも北九州市優良認定産業廃棄物排出事業者、北九州市優良認定産業廃棄物処理業者又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、事業者が認定基準に適合しなくなったとき、法をはじめとする環境保全法令の規定に違反したときその他認定事業者としてふさわしく

ないと認められる場合には、認定を取り消すものとする。

- 2 市長は、事業者が暴力団、暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であり、又は民事及び刑事事件等これらに類する事件に関わり、社会通念上不相当と認められる者は、認定を取り消すものとする。
- 3 前2項に基づき認定を取り消された事業者は、速やかに認定証を市長に返納しなければならない。

(報告)

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定を受けようとする事業者に対して、報告を求めることができる。

付則(平成26年12月1日北九環監廃第775号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 北九州市産業廃棄物処理業優良業者表彰要綱(平成10年10月30日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の北九州市産業廃棄物処理業優良業者表彰要綱に基づき表彰を受けた優良業者については、その有効期間中は本要綱に基づく認定事業者とみなす。

付則(令和2年2月14日北九環監廃第2407号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に受けた認定に係る有効期間は、改正後の第3条第2項の規定を適用する。

付則(令和2年12月1日北九環監廃第2754号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第1項第1号ケからサの規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以前の申請に限り、改正後の第7条第1項第1号コの規定は、直前5年に限らず、令和3年度以降から毎年度参加している場合も要件を満たすものとする。